

感推第276号  
高第433号  
令和3年6月9日

市町村長  
高齢者入所施設長  
岐阜県医師会長 } 様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルスワクチン接種時における本人確認の徹底について（再周知）

標記について、令和3年4月27日付感推第174号・高第249号にて周知したところですが、その後も県内において、予診時に本人確認を怠ったことによる間違い接種が発生しております。

つきましては、今後、同様の事案が発生することのないよう、貴所におかれましては、今一度関係機関における本人確認の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3.1版)【一部抜粋】

(対象者の本人確認)

接種実施医療機関等は、窓口に来た対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。高齢者施設等の従事者の場合は、高齢者施設等の発行する証明書を確認すること。基礎疾患を有する者のうち重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証や療育手帳を確認すること（手帳等により確認できない場合は予診票等で確認すること）。

(接種歴の確認)

複数回接種が必要な新型コロナワクチンを接種する場合、医師は、予防接種済証を確認すること。

ワクチン接種対策室 市町村支援第一係			
係長	柴田	担当	小川
電話番号	058-272-8206		

高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
電話番号	058-272-8298		